

犯罪被害者法律援助事業の
国費負担化に伴って検討す
べき論点

(日弁連法律援助事業 (犯罪被害者法律援助))

1. 対象事件

生命, 身体若しくは自由 (性的自由を含む) に関
する犯罪及び配偶者暴力, ストーカー行為による
被害。財産犯は原則対象外

2. 対象となる援助活動

継続相談, 被害届提出, 告訴・告発, 報道機関へ
の対応・折衝, 事情聴取への同行 (警察署, 検察
庁等との折衝等を含む), 検察審査会申立て, 刑
事手続における和解の交渉 (謝罪・示談申込への
対応等), 法廷傍聴付添, 証人尋問の援助等 (心
情に関する意見陳述支援等), 犯罪被害者等給付
金の申請等

3. 対象となる「犯罪被害
者」の認定手続

弁護士が対象者を認定し, 弁護士による支援の必
要性及び相当性を判断

4. 資力要件

資産基準 (現預金 300 万円以下。療養費等除く)

5. 報酬基準

原則定額制 弁護士報酬 132,000 円 (税込み)
費用相当分 5,000 円 (税込み)

※起訴後申込の場合 66,000 円 (税込み)

ただし, 被害者参加弁護士が付かなかった場合,
終結時に追加で 66,000 円 (税込み)

※5年前までは基礎報酬+加算報酬方式を採用

6. 償還の有無

交付制 (ただし, 一定の場合に利用者負担あり)